



日 薬 業 発 第 170 号
令 和 6 年 8 月 9 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

令和6年度食生活改善普及運動及び健康増進普及月間の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康・生活衛生局長より協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

食生活改善普及運動は、国民一人ひとりが改めて食生活改善の重要性を認識し、理解を深め、日常生活での実践を促進すること等を目的として9月（1日～30日の1ヶ月間）に実施されます。

本年度につきましても昨年度と同様に、「食事をおいしく、バランスよく」を基本テーマに、「バランスの良い食事を摂っている者の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」に焦点を当てた運動を重点的に展開することになっています（別添1）。

本運動の実施にあたっては、厚生労働省や関係団体から啓発ツールが提供される予定です。

また、同期間には、健康づくりの実践を促進することを目的に「健康増進普及月間」が実施され、食生活改善普及運動と連携し種々の行事等を全国的に実施することとされています（別添2）。

貴会におかれましては、行政や関係団体との連携の上、薬局等における地域住民への健康づくりに関する活動など、健康増進運動の推進にご高配賜りますようお願い申し上げます。

（別添）

1. 令和6年度食生活改善普及運動の実施について（令和6年7月10日付け健生発0710第6号）

食生活改善普及運動特設ページ（啓発ツール等近日公開予定）
<http://www.smartlife.go.jp/plus1tool>

2. 令和6年度健康増進普及月間実施要項

静岡県薬剤師会
6.8.-9
第 536 号
受付

別添1

健生発 0710 第 6 号
令和 6 年 7 月 10 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚 生 労 働 省
健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度食生活改善普及運動の実施について

厚生労働省では、令和 6 年度から健康日本 21（第三次）を開始し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現を目指し、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上を図ることとしています。

とりわけ栄養・食生活の改善は、生活習慣病（NCDs）の予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要であることから、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善に資する取組を進めることとしています。

こうした健康づくりの動向を踏まえ、多様な主体と連携し、食生活改善の取組をより一層強化することをねらいとして、別添の実施要綱に基づき、「食事をおいしく、バランスよく」をテーマに本運動を全国一斉に展開することとしたしました。

貴団体におかれましても、それぞれの地域の特性を勘案の上、取組を積極的に実施いただくことで、効果的な運動の推進が図られるよう、特段の御配慮をお願いします。

令和6年度食生活改善普及運動実施要綱

1 名称

令和6年度食生活改善普及運動

2 趣旨

健康日本21（第三次）は、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現を目指し、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上を図ることとしている。

とりわけ栄養・食生活の改善は、生活習慣病（NCDs）の予防のほか、生活機能の維持・向上の観点からも重要であり、適切な量と質の食事を摂取する観点で、「バランスの良い食事を摂っている者の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」等を、栄養・食生活領域の目標として掲げ、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善に資する取組を進めることとしている。

こうしたことから、自治体のみならず、企業や民間団体等の多様な主体と連携し、食生活改善の取組をより一層強化するため、令和6年9月1日（日）から30日（月）までの1か月間、「食事をおいしく、バランスよく」をテーマとして、全国的に本運動を開催する。

なお、取組を実施するに当たっては、地域診断結果に基づき、取組の対象者・手法等を検討し、効率的かつ効果的なアプローチが行われるよう工夫すること。

3 実施機関等

厚生労働省、食生活改善普及運動の趣旨に賛同する都道府県、市町村、特別区、関係団体等

4 実施期間

令和6年9月1日（日）～30日（月）

5 重点活動の目標

健康日本21（第三次）における栄養・食生活領域の目標に定められている、「バランスの良い食事を摂っている者の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」に焦点を当てた運動を重点的に展開する。

6 実施方法

(1) 厚生労働省

厚生労働省は、スマート・ライフ・プロジェクト^{*}のスローガンである「健康寿命をのばそう」の下、幅広い企業・団体等が主体となり、関係機関・団体等との連携を促すため、本運動に関する周知を幅広く行う。また、リーフレットやPOP等の普及啓発用素材（「バランスのよい食事」、「毎日プラス1皿の野菜」、「毎日の暮らしに果物を」、「おいしく減塩」及び「毎日の暮らし with ミルク」等）を作成、配布すること等で運動を推進する。なお、普及啓発用素材は、スマート・ライフ・プロジェクトのウェブサイトに掲載し、自由にダウンロードして活用いただけるようとする。

※ スマート・ライフ・プロジェクトについては、専用ホームページを開設しているので参考されたい。（<http://www.smartlife.go.jp/>）

(2) 都道府県、市町村及び特別区

本運動の趣旨に賛同する都道府県、市町村及び特別区は、関係部局や関係団体、小売店及び飲食店、管理栄養士・栄養士養成施設、調理師養成施設等との連携を密にする等、地域住民や学生を巻き込んだ効果的な運動を展開し、上記の普及啓発用素材等を用いた取組状況を把握する。また、同時期に実施する健康増進普及月間と連携を図り、総合的な推進を図る。

別添2

別添

令和6年度健康増進普及月間実施要綱

1. 名称

令和6年度健康増進普及月間

2. 趣旨

平均寿命の著しい伸長にみられるように、近年の国民の健康水準の向上には目覚ましいものがある一方で、人口の高齢化、社会生活環境の急激な変化等に伴い、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加等が大きな問題となっている。

このような人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、疾病の早期発見や治療に留まることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を強力に推進し、日常生活に制限のない期間である「健康寿命」の延伸を図っていくことが極めて重要となっている。

また、生活習慣病は日常生活の存り方と深く関連していることから、国民の健康の保持・増進を図るために、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要である。

このため、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人一人の理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、令和6年9月1日から30日までの1か月間を健康増進普及月間とし、食生活改善普及運動と連携して、種々の行事等を全国的に実施するものである。

3. 実施機関

厚生労働省並びに健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、特別区、市町村及び関係団体

4. 実施期間

令和6年9月1日～9月30日

5. 統一標語

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 良い睡眠

～健康寿命の延伸～

6. 実施方法

(1) 厚生労働省

厚生労働省ホームページを利用した広報を行うほか、ポスターの作成等により健康増進に関する普及啓発を図る。

(2) 都道府県、特別区、市町村及び関係団体

健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、特別区、市町村及び関係団体は、関係機関との連携を密にしつつ、それぞれの地域や職域の実情に即し、創意工夫をこらした効果的な普及啓発を図る。

〈活動内容の例示〉

- ア. テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報
- イ. 都道府県及び市区町村の広報紙、関係団体及び関係機関の機関紙、有線放送、インターネット等の活用による広報
- ウ. ポスター、リーフレット等による広報
- エ. 健康増進に関する各種講演会、研修会、シンポジウム、フォーラム及び映画会等のイベントの開催
- オ. ウォーキング等の運動イベントの開催
- カ. 地域別、年代別に応じた健康増進のための行動目標、スローガン等の公募及び発表
- キ. 住民主体のボランティアグループ等を通じた情報提供の推進
- ク. 健康相談、食生活相談及び栄養改善指導

なお、事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の認知度の向上
- ② 「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」、「食事バランスガイド」、「禁煙支援マニュアル（第二版）増補改定版」及び「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」の積極的な活用
- ③ スマート・ライフ・プロジェクトとの連携
スマート・ライフ・プロジェクトについては、専用ホームページに掲載しているので参照されたい。
(<http://www.smartlife.mhlw.go.jp/>)
- ④ 食生活改善普及運動との連携